



平成 30 年 2 月 16 日

各 位

会社名 星 和 電 機 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 増 山 晃 章
(コード 6 7 4 8 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 望 月 友 彦
(TEL. 0774-55 -8181)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 16 日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付にて公表いたしました「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは、「人材の開発と相互信頼に努め、新技術に挑戦して、社会に貢献する。」との経営理念のもと、道路情報板をはじめとする情報表示システム、防水・防爆形等の産業用照明、樹脂製品等各事業分野で実績を残し、それぞれの専門分野における実績を積み上げてまいりました。

当社グループの製品は、一般道路や高速道路、トンネルや工場などあらゆる場所で利用されておりますが、温度や湿度、防爆性など、あらゆる環境に適用できる高い安全性や耐久性に対する高い信頼性が求められるだけでなく、設置場所に応じたカスタマイズが必要となります。

中でも、照明分野では、従来の光源から LED 光源への置き換えが進み、LED 照明は住宅用途から店舗、施設、道路へと幅広く拡大しており、当社グループの主力製品である道路標示機器や防爆形、防水形などの産業用照明器具分野においても LED 化が進んでおります。当社におきましても、市場のニーズに応えるため、産業用照明器具及び道路・トンネル照明器具の LED 化を推進し、様々な用途に対応するべく新製品開発や提案営業活動を積極的に展開しております。

これらを背景に当社グループでは、設計開発力を強化し多様な製品の開発を行うことに加え、ソリューションの提案営業やマーケティングの強化に取り組んでおります。一方で、信頼性の高い製品を生産・開発し、新たなニーズに応じた製品を顧客に提供するためには生産基盤の更なる拡充が必要と考えております。

今回の調達資金の一部を、顧客が求める多様な仕様に対応しつつ、安全性や耐久性等の高い製品を生産するための、照明器具の部品や樹脂成形品の製造金型、社内ネットワーク整備のための器具備品、道路情報機器や照明器具等の当社製品の品質維持に用いられる計測・検査器具、新製品の開発や既存製品の改良に用いられる試験機器等、産業用照明器具やトンネル照明器具等の製造機械装置、配管・配線保護機材等の樹脂成形品の製造機械装置等に対する設備投資に充当することで、当社グループ製品の更なる品質向上及び開発を図りながら、生産基盤の拡充を行いたいと考えております。

また、今回の調達資金の一部を借入金の返済に充当することで、財務基盤を強化し、今後の企業価値の向上を目指すものであります。

併せて、引受人の買取引受けによる株式売出しを実施することにより、株主層の拡大や当社株式の流動性向上を図ってまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 700,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年2月26日（月）から平成30年3月1日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下、「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成30年3月8日（木）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 増山晃章に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 200,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。
また、一般募集における処分価格（募集価格）は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 平成30年3月8日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 増山晃章に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 の 普通株式 200,000株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 増山 晃章
- (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売
出価格は一般募集における発行価格及び処分価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成30年3月9日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 増山晃章に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 普通株式 165,000株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われな
ない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、165,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成30年3月9日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 増山晃章に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 165,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 大和証券株式会社
- (5) 申込期日 平成30年3月27日（火）
- (6) 払込期日 平成30年3月28日（水）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 増山晃章に一任する。
- (10) 前記各号については、第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集並びに前記「3. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、165,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成30年2月16日（金）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成30年3月28日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成30年3月23日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	12,382,000株	(平成30年2月16日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	700,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	13,082,000株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	165,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	13,247,000株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	290,665株	(平成30年2月16日現在)
(2) 処分株式数	200,000株	
(3) 処分後の自己株式数	90,665株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限593,125,000円について、顧客

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

が求める多様な仕様に対応しつつ、安全性や耐久性等の高い製品を生産するための、照明器具の部品や樹脂成形品の製造金型及び社内ネットワーク整備のための器具備品等に対する設備投資資金として、平成30年3月末までに218,200千円、平成31年3月末までに100,000千円、道路情報機器や照明器具等の当社製品の品質維持に用いられる計測・検査器具及び新製品の開発や既存製品の改良に用いられる試験機器等に対する設備投資資金として、平成30年3月末までに47,528千円、平成31年3月末までに70,000千円、産業用照明器具やトンネル照明器具等の製造機械装置及び配管・配線保護機材等の樹脂成形品の製造機械装置等に対する設備投資資金として、平成30年3月末までに16,850千円、平成31年3月末までに30,000千円をそれぞれ充当する予定であります。

また、残額が生じた場合は、平成30年3月末までに金融機関からの運転資金として調達した短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。具体的な支出が発生するまでは、当社預金口座にて適切に管理致します。

なお、当社グループの設備計画の内容については、平成30年2月16日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については、平成30年1月31日現在）以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (注1)		資金調達方法 (注2)	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
				星和電機(株) 本社工場内	京都府 城陽市		情報機器 照明機器 コンポーネ ント その他	機械装置 試験機器 器具備品・ 金型等	

(注) 1. 記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

- 「本件増資資金及び自己株式処分資金」とは、公募による新株式発行及び自己株式の処分並びに本件第三者割当増資による調達資金をいいます。
- 当社製品の品質向上を目的とするものであり、完成後の増加能力は計数的な把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更
該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載のとおり充当することにより、当社製品の品質の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

配当の基本的な方針は、株主に対する安定配当の維持と将来の事業展開のための内部留保の充実に考慮して、毎事業年度における業績と財務状況等を総合的に勘案し、実施することとしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の事業展開を見据えて、新製品開発や技術・生産能力向上等経営体質の強化を図るため有効に投資してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益又は連結当期純損失(△)	77.98円	43.59円	△59.51円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	8.00円 (-円)	10.00円 (-円)	10.00円 (-円)
実績連結配当性向	10.3%	22.9%	-
自己資本連結当期純利益率	10.4%	5.4%	-
連結純資産配当率	1.1%	1.2%	1.3%

(注) 1. 1株当たり連結当期純利益又は連結当期純損失は、期中平均株式数に基づいて計算しております。

2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成29年3月期については、1株当たり連結当期純損失であるため、記載しておりません。

3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益を自己資本(非支配株主持分(又は少数株主持分)控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均)で除した数値であります。なお、平成29年3月期については、親会社株主に帰属する連結当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	330円	403円	310円	378円
高 値	416円	636円	530円	745円
安 値	303円	274円	280円	357円
終 値	399円	310円	384円	571円
株価収益率	5.12倍	7.11倍	-	-

(注) 1. 平成30年3月期の株価については、平成30年2月15日現在で表示しております。

2. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成29年3月期については、1株当たり連結当期

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

純損失であるため、記載しておりません。また、平成30年3月期については未確定のため表示しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である増山晃章は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。